

決 算 報 告 書

(第 9 期)

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

一般財団法人大阪府バスケットボール協会

貸借対照表
令和4年3月31日現在(決算)

法人名: 一般財団法人大阪府バスケットボール協会
事業名: 事業全体

(単位:円)

科目	当年度
I 資産の部	
流動資産	
現金預金	93,901,500
未収金	2,003,530
仮払金	394,350
流動資産合計	96,299,380
固定資産	
その他固定資産	
敷金	4,218,100
保証金	30,000
その他固定資産合計	4,248,100
固定資産合計	4,248,100
資産合計	100,547,480
II 負債の部	
流動負債	
未払金	2,494,876
未払法人税等	50,000
前受金	6,402,000
預り金	36,233
仮受金	6,432
流動負債合計	8,989,541
負債合計	8,989,541
III 正味財産の部	
一般正味財産	91,557,939
正味財産合計	91,557,939
負債及び正味財産合計	100,547,480

正味財産増減計算書
令和3年3月31日から令和4年3月31日まで

法人名:一般財団法人大阪府バスケットボール協会
事業名:事業全体

(単位:円)

科目	当年度
I 一般正味財産増減の部	
経常増減の部	
経常収益	
受取登録料	26,890,600
大会事業収益	29,641,152
普及事業収益	5,530,800
受取補助金収入	15,691,000
雑収益	4,388,935
経常収益計	82,142,487
経常費用	
事業費	
関西専門学校連活動補助金	86,240
U12部会活動補助金	20,000
大阪3x3連盟活動補助金	20,000
U15部会活動補助金	20,000
U18部会活動補助金	70,000
学生会活動補助金	40,000
社会人連盟活動補助金	120,000
連盟活動補助金	376,240
支払近畿バスケットボール協会分担金	914,440
支払分担金	914,440
大阪府民大会事業費	0
大阪総合大会事業費	0
大阪シニア大会事業費	707,693
ドリームカップ事業費	0
カーニバル事業費	200,824
国体近プロ体事業費	1,581,557
Wリーグ事業費	97,749
マスターズ大会事業費	137,720
大阪エヴェッサ事業費	1,131,950
本国体事業費	210,880
3x3日本選手権大会	66,880
3x3連盟	158,282
社会人連盟リーグ戦	9,740,636
国体近プロ運営	4,467,115
インターハイ派遣	61,140
大阪学生選手権大会	100,540
WC予選	3,031,115
天皇杯	3,209,417
皇后杯	1,568,850
U15選手権大会	362,929
U15大阪リーグ大会	94,270
U12大阪大会	2,534,234
U15交流大会	1,090,473
全国中学校大会派遣	63,920
3x3中日本エリア大会	25,000
3x3U18日本選手権大阪府大会	198,771
3x3日本選手権大阪府大会	426,727
3x3船場ストリートバスケット	161,000
ウインターカップ派遣	65,616
U15選手権大会派遣	80,240
全日本選手権大会派遣	49,820
全国ミニ大会派遣	42,140
大会事業費	31,665,488
指導者養成委員会	701,260
審判委員会	2,420,174
医科学委員会	884,962
普及委員会(国体少年女子)	6,240
普及委員会(国体成年女子)	3,420
普及委員会(国体少年男子)	7,078
普及委員会(国体成年男子)	402,884
競技運営委員会	149,965
ユース育成委員会	3,595,295
3x3連盟	562,548
社会人連盟	679,183
学生会	4,610
U12部会	96,773
U15部会	367,726
U18部会	722,645
普及事業費	10,604,763
事業費計	43,560,931

管理費	
給料手当	6,640,200
雑給	1,315,890
法定福利費	1,047,817
旅費交通費	1,339,230
通信運搬費	436,678
減価償却費	157,035
備品消耗品費	339,968
事務用消耗品費	388,839
水道光熱費	220,134
負担金	70,000
賃借料	6,834,512
諸謝金	138,645
租税公課	12,000
情報処理関係費	83,710
支払手数料	20,235
委託費	1,210,000
D-FUND返還費	1,429,000
雑費	134,918
管理費計	21,818,811
経常費用計	65,379,742
評価損益等調整前当期経常増減額	16,762,745
評価損益等計	0
当期経常増減等	16,762,745
経常外増減の部	
経常外収益計	0
経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	16,762,745
法人税、住民税及び事業税	50,000
当期一般正味財産増減額	16,712,745
一般正味財産期首残高	74,845,194
一般正味財産期末残高	91,557,939
II 正味財産期末残高	91,557,939

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項はない。

2. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品:最終仕入原価法による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法による。

② 無形固定資産

定額法による。

(3) 消費税の会計処理

税込方式による。

3. 担保に供している資産

該当事項はない。

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額

該当事項はない。

5. 保証債務等の偶発債務

該当事項はない。

6. 満期保有目的の債権の内訳及び帳簿価格、時価及び評価損益

該当事項はない。

7. 補助金の内訳並びに交付者、当期の補助金額

該当事項はない。

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当事項はない。

9. 関連当事者との取引内容

該当事項はない。

10. 重要な後発事象

該当事項はない。

11. 退職給付関係

該当事項はない。

12. キャッシュ・フロー計算書注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び現金同等物である。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりである。

(単位:円)

現金預金勘定	93,901,500
現金及び現金同等物	93,901,500

附属明細書

該当事項はない。

財産目録

令和4年3月31日

(単位：円)

貸借対照表項目				
(流動資産)				
	現金預金	現金	本部	1,332,157
	現金預金	現金	審判委員会	261,519
	現金預金	現金	ユース育成委員会	572,928
	現金預金	現金	3×3連盟	265,280
	現金預金	現金	U18部会	347,781
	現金預金	現金	その他	532,316
	現金預金	普通預金	三菱東京UFJ銀行谷町支店	90,589,519
	現金預金合計			93,901,500
	未収入金	ヒューマンプランニング(株)	企業協賛金10/1~3/31	1,254,000
	未収入金	ヒューマンプランニング(株)	チケット販売手数料	27,280
	未収入金	日本バスケ協会	FIBA女子ワールドカップ2022協力金	572,250
	未収入金	(社)ジャパンプロリーグ	GD代 3名分 大阪エヴェッサ	150,000
	未収入金合計			2,003,530
	仮払金	大阪労働会館	5/1 会議室 社会人連盟	116,330
	仮払金	京阪建物(株)	4/10会議室 社会人連盟	119,020
	仮払金	板垣善久他	TO交通費	159,000
	仮払金合計			394,350
流動資産計				96,299,380
(固定資産)				
	敷金	京阪建物(株)	13階事務所/地下倉庫	4,218,100
	保証金	京阪建物(株)	私書箱	30,000
固定資産計				4,248,100
資産合計				100,547,480
(流動負債)				
	未払金	管理費	人件費	625,350
	未払金	日本バスケ協会	D-fund返済予定	1,429,000
	未払金	大阪人間科学大学	FIBA女子ワールドカップ2022スタッフ謝金	291,000
	未払金	GD代		83,526
	未払金	その他		66,000
	未払金合計			2,494,876
	未払法人税等	大阪市税事務所	市民税	50,000
	預り金	東税務署	源泉所得税	36,233
	前受金	参加チーム	第5回社会人選手権大会参加費	6,195,000
	前受金	参加チーム	大阪府民体育大会参加費	195,000
	前受金	桃山学院大学	大阪学生選手権大会 参加料	12,000
	前受金合計			6,402,000
	仮受金	医科学委員会他	A4用紙 4箱	6,432
流動負債計				8,989,541
負債合計				8,989,541

独立監査人の監査報告書

2022年6月15日

一般財団法人大阪府バスケットボール協会
理事会 御中

清友監査法人
大阪府大阪市
指定社員
業務執行社員
公認会計士

矢本博三 

監査意見

当監査法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に基づき、一般財団法人大阪府バスケットボール協会の2021年4月1日から2022年3月31日までの第9事業年度の貸借対照表、損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行わ

れた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

令和4年6月16日

監査報告書

一般財団法人大阪府バスケットボール協会

監事 萩原伸治 

監事 小川寿之 

第9期事業年度の事業報告書、財務諸表、これらの附属明細書その他理事の職務の執行の監査について、次のとおり報告します。

1、監事の監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、監査を実施しました。

具体的には、理事会に出席し、重要な決裁文書や報告書を閲覧し、当法人の理事等及び会計監査人から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準等にしがって整備している旨の通知を受けました。

2、監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しているものと認めます。

(2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当と判断しております。

(4) 会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当と判断しております。

以上